

姫路海上保安部長公示第 7-1 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、相生港において、次のとおり航泊を禁止するので、第 39 条第 2 項の規定により、公示する。

令和 7 年 5 月 7 日

姫路海上保安部長



相生港における航泊の禁止について

兵庫県相生市旭 1 丁目地先海域において花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する船舶、姫路海上保安部長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和 7 年 5 月 24 日（土）1930 から 2110 まで

なお、雨天等により花火大会が行われない場合及び期間中に花火大会が中止となった場合は、航泊の禁止を解除する。

2 区域

次のイ点からロ点に至る陸岸線及びロ点からホ点並びにホ点からイ点を結ぶ線で囲まれた海域

基点 相生港内、工和橋北側護岸と東側基部の交点

イ点 基点から 94 度 560 メートルの地点

ロ点 イ点から 141 度 480 メートルの地点

ハ点 ロ点から 205 度 200 メートルの地点

ニ点 ハ点から 290 度 120 メートルの地点

ホ点 ニ点から 320 度 520 メートルの地点

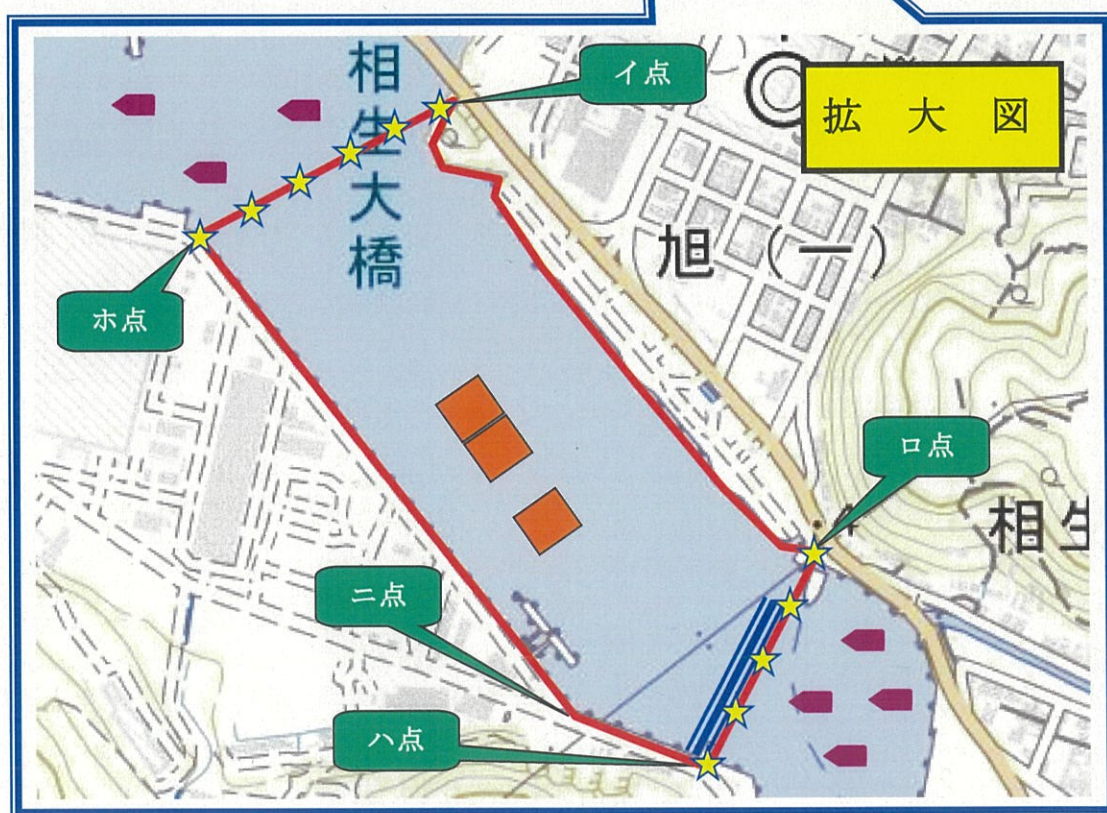
3 その他

（1）航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりイ点とホ点を結ぶ線上に標識灯（単閃黄光、毎 4 秒 1 閃光、光達距離 2.7 k m）6 基、ロ点とハ点を結ぶ線上に船舶進入防止用工作物を展張し、標識灯（単閃黄光、毎 4 秒 1 閃光、光達距離 2.7 k m）5 基が設置されている。

船舶進入防止用工作物の先端（ロ点側）には、50 メートルの開口部が設けられている。

（2）周辺海域には、警戒船 7 隻が配備されている。

（3）1500 頃から水路中央部付近に、花火打上げ台船 3 隻が係止されている。



基点 相生港内、工和橋北側護岸と東側基部の交点

イ点 基点から 94度 560メートルの地点

ロ点 イ点から 141度 480メートルの地点

ハ点 ロ点から 205度 200メートルの地点

ニ点 ハ点から 290度 120メートルの地点

ホ点 ニ点から 320度 520メートルの地点

※全て護岸上

凡例

船舶進入防止用工作物



標識灯(黄色4秒1閃光、光達距離2.7km)



警戒船



花火打上げ台船